

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」 令和5年度（2023年度）版

※「－」は該当なし又は意向なし

	日本型CFCIモデルチェックリスト	ルーブリック評価	左記事例に当てはまる事業	定めている計画（あれば）	ルーブリックに基づく評価（◎、○、△、－）	R6～目標（R5を踏まえて）	担当課	ワーキンググループコメント
構成要素 1 子ども問題への参画の仕組みのチェック								
1	☐ 行政活動全体にわたって、子どもの権利条約 12 条(子どもが意見を表する権利を持つこと) の原則が反映されるしくみがあるか？	◎行政活動全体にわたって、子どもの権利条約 12 条(子どもが意見を表する権利を持つこと) の原則が反映されるしくみがある ○子どもが意見を表する権利を持つことについて行政活動や施策に関わる部局が理解し、より多くの場面で反映されるよう努力している △子どもが意見を表する権利を持つことについて行政活動や施策に関わる部局が知っており、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある	①まちづくり基本条例第 1 1 条で、満 2 0 歳未満の町民のまちづくりに参加する権利を明記している。 ②子ども議会	①まちづくり基本条例	◎	現在の状況を継続する。	①企画環境課 ②こども未来課	まちづくり基本条例第 1 1 条で、子どものまちづくりへの参加が保証されている。（該当する取組み等） 子ども議会、まちづくり小中学生委員会
2	☐ 保護者はじめ市民一般に子どもの意見の尊重の啓発活動が推進されているか？	◎市民一般に、子どもの意見の尊重が推進されている ○親に対して、子どもの意見の尊重について理解を深めるための活動が行われている △市民、特に親に対して子どもの意見の尊重について理解を深めるための、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある	①広報ニセコなどによるこども会議等の情報提供 ②ポスターの掲示（全国一斉『子どもの人権110番』強化週間兼子どもの人権相談） 町広報誌への掲載（全国一斉『子どもの人権110番』強化週間） ③交通安全ポスターの掲示（交通安全に対する意識向上と町民へ向けた交通安全の啓発） ④子どもの権利に関するポスター等の掲示		◎	子どもの意見をより積極的に知らせるよう深化させていく。	①企画環境課 ②札幌法務局倶知安支局（町民生活課） ③ニセコ町交通安全協会(町民生活課) ④幼児センター	すべての会議等は原則、公開で行うなど情報発信は行われている。（該当する取組み等） 広報誌等による情報発信、子どもの人権啓発活動など
3	☐ 子どもの意見の尊重、子ども主体目線は、福祉・教育はじめ子どもに関わる分野における職員研修に組み込まれているか？	◎子どもの意見の尊重が福祉・教育・その他の分野における職員研修に組み込まれている ○子どもの意見の尊重が福祉・教育・その他の分野における職員研修の一部に組み込まれている △子どもの意見の尊重を職員研修に組み込むための、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある	「ニセコ町まちづくり基本条例」の職員研修の中で、子どものまちづくりの参加する権利について、条項の共有がなされている。		○	初任者研修や職員研修のテーマとして定期的に組み込むことを検討する。	総務課	若年層を中心に「ニセコ町まちづくり基本条例」の形骸化を防ぐ必要がある
4	☐ 行政施策において子どもに影響を与えるあらゆる事柄について、子どもたちは有意義にまた差別を受けることなく相談されることが図られているか？	◎子どもたちは、自分たちに影響を与えるあらゆる事柄について、意味のある形でまた差別を受けることなく意見を聞かれている ○子どもたちは、自分たちに影響を与える事柄の一部について、意味のある形でまた差別を受けることなく意見を聞かれる機会が確保されている △子どもたちに対して、意見を聞くための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある	①乳幼児健診・相談 ②いじめアンケート（文科省） ③スクールカウンセラーの設置 ④教育相談の実施、各種相談機関の紹介		◎	さらに多くの機会確保を進めていく。	①保健福祉課 ②③総合教育課 ④幼児センター	子どもに係するセクションでは、それぞれの相談業務が行われている。（該当する取組み等） 乳幼児健診・相談、スクールカウンセラーの配置など
5	☐ 特定の属性がある子どもたち（障がい、虐待、少年司法など）を対象とする議論をする際に当該属性がある子どもたちの意見を聴いたり、参画の機会が持たれているか。	◎特別な問題に関しては、当事者である子どもの意見を聞いている ○特別な問題に関しては、当事者である子どもの意見を聞く機会を増やそうとしている △特別な問題に関しては、当事者である子どもの意見を聞くための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある	①児童等ケース会議 ②保健師や発達支援センターなど関係機関と連携した相談の実施		○	特別な問題が生じたときだけでなく、引き続き支援が行き届いているか確認していく必要がある。	①保健福祉課 ②幼児センター	必要に応じた個別の対応を行う体制が整備されていると考える。（該当する取組み等） ケース会議、関係機関との横の連携
6	☐ 赤ちゃんや幼い子どもの視点から考慮されるようにするための体制は整っているか？	◎乳幼児の視点から彼らに関わる問題を検討する体制がとられている ○乳幼児の視点から彼らに関わる問題を検討する機会を増やそうとしている △乳幼児の視点から彼らに関わる問題を検討するための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある	①幼児食教室 ②子育て支援センターでの子育てに関する相談の受付 ③子育て世代向けのまちづくり懇談会開催		◎	形式的に意見を聞くだけでなく、意見を受け止め実現していく取組にしてい。	①保健福祉課 ②幼児センター ③企画環境課	乳幼児に特化した事業が実施されている。（該当する取組み） 幼児食教室ほか
7	☐ 子どもたちには、自己に影響を与える行政上の手続において意見を聴かれる権利が認められているか？	◎子どもたちは自分たちに関わる行政上の手続きについて意見を述べる事が出来る ○子どもたちは自分たちに関わる行政上の手続きへの意見表明が可能なことを知っている（周知している） △子どもたちは自分たちに関わる行政上の手続きへの意見表明ができるように、具体的な取り組みの計画に着手する意向がある	まちづくり基本条例第 1 1 条で、満 2 0 歳未満の町民のまちづくりに参加する権利を明記している。	まちづくり基本条例	◎	形式的に意見を聞くだけでなく、意見を受け止め実現していく取組にしてい。	①企画環境課 ②こども未来課	まちづくり基本条例では、すべての町民がまちづくりに参加する権利が保証されており、子どもも同様の権利がある。第11条の規定も当初より定められている。（該当する取組み等） 子ども議会、小中学生まちづくり委員会
ニセコ町子どもにやさしいまちづくり委員会による自己評価と今後の取り組み					まちづくり基本条例に基づき子どもがまちづくりに参加する権利が保障されており、子ども議会やまちづくり小中学生委員会などの具体的な事業も展開されている。特定の属性を持つ子どもについては、一部で個々の状況に応じた対応が実施されている。今後も引き続き創意工夫を凝らしながら参加の仕組み、参加したいと思える取り組みを続けていく。 令和3年4月～教育委員会にこども未来課を設置。			

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」 令和5年度（2023年度）版

※「－」は該当なし又は意向なし

	日本型CFCモデルチェックリスト	ルーブリック評価	左記事例に当てはまる事業	定めている計画 （あれば）	ルーブリックに基づく評価 （◎、○、△、－）	R6～目標 （R5を踏まえて）	担当課	ワーキンググループコメント
構成要素2 条例・規則等制定のチェック								
1	☐ 国レベルの法律が地方自治のレベルでどのようなものがどのように子どもに影響を与えているか、検討がなされているか？	◎法的枠組みについてよく検討している ○法的枠組みについて検討を始めようとしている △将来的に法的枠組みについて検討する意向はある	①子ども・子育て支援法等に基づく支援計画を策定。 ②障害者総合支援法等に基づく障害福祉計画を策定	①ニセコ町子ども・子育て支援事業計画 ②ニセコ町障がい福祉計画	◎	全庁各部署が、それぞれ意識をもって施策の実行に取り組むべき	①こども未来課 ②保健福祉課	法律に基づく子どもに関する計画は、継続して策定されている。 ニセコ町子ども子育て支援事業計画についてR6改定作業を見据えてニーズ調査（アンケート）を実施。ニセコ町こども・子育て会議において、内容の検証がなされている。 （該当する取組み等） ニセコ町子ども子育て支援事業計画、ニセコ町障がい福祉計画
2	☐ 地方自治体は、その管理下にある条例等において子どもの人権が尊重されているか検証をしているか？	◎子どもの人権を尊重する条例があり、その条令には法的拘束力がある ○子どもの人権を尊重する条例について検討を始めようとしている △子どもの人権を尊重する条例について検討する意向はある	子どもの人権について包括されている「まちづくり基本条例」について、4年ごとにその内容を検証している。	まちづくり基本条例	○	あらためて基本条例の再認識	企画環境課	まちづくり基本条例第57条で、町民の権利保障が作用しているかを検証することとされている。 （該当する取組み等） まちづくり基本条例検討委員会
3	☐ これらの見直しにあたって第三者が参加したか？ また、子どもたちとの相談および子どもたちの参加はあったか？	◎子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて子どもの相談や参画の仕組みがある ○子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて子どもの相談や参画の仕組みについて検討を始めようとしている △子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて子どもの相談や参画の仕組みについて検討する意向はある	上記条例ついで、委員会による見直し作業を行っているが、子どもの参画はないが、そもそも参画が保証されている条例が基本条例である	同上	○	あらためて基本条例の再認識	企画環境課	まちづくり基本条例の見直し検討委員会が町民参画により実施されている。
4	☐ とりわけ、子どもたちに影響を及ぼす条例等には、子どもの権利条約の4つの一般原則が適切な形で反映されているか？ －いかなる理由による差別もなく、一人ひとりの子どもにすべての人権が認められていること（適切な差別禁止条例施行と、不利な立場に置かれた子どもたちを対象とする積極的差別是正措置） －子どもに関わるすべての行動において子どもの最善の利益が第一義的に考慮されること －生命ならびに最大限の生存・発達に対する権利 －子どもの意見の尊重（子どもに影響を及ぼすいかなる行政上・司法上の手続において意見を聴かれる権利を含む）	◎法的枠組みにおいては子どもの権利条約の4つの一般原則が反映されている ○法的枠組みにおいては子どもの権利条約の4つの一般原則の反映について検討を始めようとしている △法的枠組みにおいては子どもの権利条約の4つの一般原則の反映について検討する意向はある	-	-	○	今後、該当の条例等を制定する場合には適切に反映させる。		4つの一般原則を謳う条例等はないが、SDGsの理念に基づくまちづくりにおいて同等の理念が反映されていると思われる。
5	☐ 困難な状況に置かれた子どもたちを含む子どもたちが、権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続ができるようにするための見直しは行なわれたか？	◎特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続が確立している ○特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続が検討されている △特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続を検討する意向がある	-	-	－	子どもの人権を所掌するこども未来課がこうした役割を担っていく。		現状として、これらの具体的な手続はないが、そのような事象があった場合には当然にこども未来課を中心に役割を担うことになる。
			ニセコ町子どもにやさしいまちづくり委員会による自己評価と今後の取り組み		まちづくり基本条例により、町民がまちづくりに参加する権利は保障されており、形骸化しないよう全庁的な意識づけや取り組みを続けていく。			

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」 令和5年度（2023年度）版

※「－」は該当なし又は意向なし

	日本型CFCモデルチェックリスト	ルーブリック評価	左記事例に当てはまる事業	定めている計画（あれば）	ルーブリックに基づく評価（◎、○、△、－）	R6～目標（R5を踏まえて）	担当課	ワーキンググループコメント
構成要素3 子どもにやさしいまちづくり戦略計画のチェック								
1	□地方自治体は、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略（構想または計画や施策、以降「戦略」とする）を策定しているか？	◎地方自治体は、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略（構想または計画や施策、以降「戦略」とする）を策定している ○地方自治体は、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略について検討を始めようとしている △地方自治体は、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略について検討する意向はある	総合計画や子ども・子育て支援事業計画などに、SDGsの理念を盛り込むことにより、誰一人取り残さない社会の実現を目指している。		◎	まちづくり基本条例や第6期総合計画を踏まえ、各課の施策実行にあたっていく。	こども未来課 企画環境課	ニセコ町はSDGsの理念の基でまちづくりを展開しており、総合計画をはじめ各種計画において子どもも含めた戦略が図られているものとする。 （該当する取組み等） R5に策定した第6次ニセコ町総合計画において、子どもたちによるワークショップも実施され、基本理念が「こども未来共創都市ニセコ～ニセコ町の美しい景観と自然を未来のニセコの子どもたちへへときまっところである。
2	□その戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGO、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議は行なわれたか？	◎戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGO、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議について検討を始めようとしている △戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGO、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議について検討する意向はある	子ども・若者等に特化したものはないが、幅広く町民講座や懇談会、まちづくりトーク等を実施		◎	子ども・若者が参加できる取組を引き続き実行。	こども未来課 企画環境課	子ども・若者が参加できる仕組みの検討。さらに多くの関係者が関われる仕組みの検討。 R5年度に第6次ニセコ町総合計画の策定作業を行うにあたり、町民参画による検討委員会や、子どもたちによるワークショップも開催された。
3	□その戦略は子どもの権利条約全体を基盤としているか？すなわち、経済・社会・文化面、および政治面で子ども自身に影響を与えることに一市民として権利が保障されているか？	◎戦略は子どもの権利条約全体を基盤としている ○戦略は子どもの権利条約全体を基盤とするための検討を始めようとしている △戦略は子どもの権利条約全体を基盤とするための検討をする意向はある	-		－	こども未来課において内容を確認する仕組みを検討する。	こども未来課	こども未来課において内容を確認する仕組みを検討する。
4	□その戦略は、社会的に排除されたり、隅に追いやられた子どもたちに特別に注意を払いつつ、自治体のすべての子どもを対象としているか？	◎戦略は、社会的に排除されたり、隅に追いやられた子どもたちに特別に注意を払いつつ、自治体のすべての子どもを対象としている ○戦略は、社会的に排除されたり、隅に追いやられた子どもたちに特別に注意を払いつつ、自治体のすべての子どもを対象とするよう検討を始めようとしている △戦略は、社会的に排除されたり、隅に追いやられた子どもたちに特別に注意を払いつつ、自治体のすべての子どもを対象とするための検討の意向はある	①子ども・子育て支援事業計画 ②特別支援学級の整備 など	①子ども子育て支援事業計画 など	◎	現状はすべての子どもを対象にしているが、より注意を払うようにする。	①保健福祉課 ②総合教育課	障がい福祉計画などで、特殊な子どもに対しても対象としている。 （該当する取組み等） ニセコ町障がい福祉計画など 総合計画についても前述のとおり
5	□その戦略はその策定過程において、重要な施策として位置付けがなされているか？たとえば、計画は市長や地方議会によって推進されているか？	◎特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申し立て手続が確立している ○特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申し立て手続が検討されている △特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申し立て手続を検討する意向がある	まちづくり基本条例第36条で、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階で町民が参加できるよう配慮するよう明記している。	総合計画など	○	町政執行方針等において子どもにやさしいまちづくりの推進を表明している。	企画環境課など	町の計画策定においては、町民がその過程で参画できるよう配慮するもので、町民には議会に対する説明も含まれる。 （該当する取組み等） まちづくり基本条例第36条ほか
6	□地方公共団体の基本構想・基本計画には子どもの権利保障に関する要素が含まれているか、また、その戦略は基本構想・基本計画と整合性が図られているか？	◎戦略は、地方公共団体の基本構想・基本計画と整合性が図られている ○戦略は、地方公共団体の基本構想・基本計画と整合性をはかるための検討を始めようとしている △戦略は、地方公共団体の基本構想・基本計画と整合性をはかるための検討をする意向はある	ニセコ町が策定する計画では、上位計画（総合計画）と整合を図ることとされている。	子ども子育て支援事業計画	◎	現在の状況を継続する。	こども未来課	総合計画は町の最上位計画と位置づけており、また各種計画は総合計画との関連付けを明確にするものとしている。 （該当する取組み等） まちづくり基本条例第37条 また、前述のとおりR5に策定した第6次ニセコ町総合計画において、子どもたちによるワークショップも実施され、基本理念が「こども未来共創都市ニセコ～ニセコ町の美しい景観と自然を未来のニセコの子どもたちへへときまっところである。
7	□戦略には、自治体の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれているか？	◎戦略には、自治体の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれている ○戦略には、自治体の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれるよう検討を始めようとしている △戦略には、自治体の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれるよう検討をする意向はある	子ども・子育て支援事業計画では、個別事業について量の見込みが記載されている。	子ども子育て支援事業計画	◎	現在の状況を継続する。	こども未来課	子ども・子育て支援事業計画のほか、自治総合戦略（人口ビジョン）などでもKPIに基づく数値目標が定められている。 （該当する取組み等） 子ども・子育て支援事業計画ほか
8	□戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられているか？	◎戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられている ○戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられるよう検討を始めようとしている △戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられるよう検討をする意向はある	子ども・子育て支援事業計画では、計画の推進体制をPDCAサイクルにより点検・評価するとなっている。	子ども子育て支援事業計画	◎	現在の状況を継続する。	こども未来課	町が策定している計画では、推進体制をPDCAサイクルにより点検・評価する仕組みが取入れられている。
9	□戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通じて、また子どもたち自身とその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知られているか？	◎戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通じて、また子どもたち自身とその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知られている ○戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通じて、また子どもたち自身とその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らせるための検討を始めようとしている △戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通じて、また子どもたち自身とその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らせるための検討をする意向はある	子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て会議の委員による審議とパブリックコメントを実施し幅広く周知している。	子ども子育て支援事業計画	◎	現在の状況を継続する。	こども未来課	町の計画策定においては、町民がその過程で参画できるよう配慮するものとされている。 （該当する取組み等） まちづくり基本条例第36条
ニセコ町子どもにやさしいまちづくり委員会による自己評価と今後の取り組み					SDGsの理念（誰一人取り残さない持続可能な社会）のもと、総合計画をはじめ各種計画は構成されている。また、まちづくり基本条例に基づき町民がこの計画に参画できる機会が設定されている。			

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」 令和5年度（2023年度）版

	日本型CFCモデルチェックリスト	ルーブリック評価	左記事例に当てはまる事業	定めている計画 （あれば）	ルーブリックに基づく評価 （◎、○、△、－）	R6～目標 （R5を踏まえて）	担当課	ワーキンググループコメント
構成要素 4 推進体制のチェック								
1	☐ 地方自治体内には、次のことを担当する部局ないし調整機構がはっきりわかる形式で存在するか？ － 子どもにやさしいまちの推進 － 子どもに影響を及ぼす政策の調整 － 子ども戦略の企画およびフォローアップ	◎ 子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署がある ○ 子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署の設置の検討を始めようとしている △ 子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署の設置の検討をする意向はある	子どもにやさしいまちづくり事業 令和3年度から子ども施策を担当する「こども未来課」を設置		◎	現在の状況を継続する。	こども未来課	小規模自治体では、まちづくりに関わる業務は全ての部署が関連し、子どもにやさしいまちづくり事業も全体での取組みとなっている。 （該当する取組み等） 令和3年度から子ども施策を担当する「こども未来課」を設置している。 所掌事務＝子どもの人権に関すること
2	☐ その部局は首長直轄の権限行使が可能か？	◎ 部局は首長直轄の権限行使が可能 ○ 部局は首長直轄の権限行使の検討を始めようとしている △ 部局は首長直轄の権限行使を検討する意向はある	-		◎	こども未来課は教育委員会に設置されている。引き続き総合教育会議において町長と教育委員の意見交換を行っていく。		実態として、トップダウンで対応が可能な組織体制と判断できる。 一方で、教育委員会にこども未来課を設置することで首長が変わって教育として地域全体で子どもを育てる取り組みが保証されるよう配慮している
3	☐ その部局には、子どもたちとの直接の意見交換の場が開かれ、その部局自身の活動および自治体全体の行政活動全体にわたって子どもたちの意見が尊重されるようになっているか？	◎ 部局では、子どもたちとの直接の意見を聴くことが保たれ、その部局自身の活動および自治体全体の行政活動全体にわたって子どもたちの意見が尊重される ○ 部局では、子どもたちとの直接の意見を聴くことが保たれ、その部局自身の活動および自治体全体の行政活動全体にわたって子どもたちの意見が尊重される仕組みが検討されている △ 部局では、子どもたちとの直接の意見を聴くことが保たれ、その部局自身の活動および自治体全体の行政活動全体にわたって子どもたちの意見が尊重される仕組みを検討する意向がある	子ども議会・小中学生まちづくり委員会		◎	こども未来課が子どものまちづくり参画を所掌。	こども未来課	子ども議会は児童生徒の社会体験の場ではなく、通常の議会と同様に出された質問に対して、関係部署は対応しなければならないこととしている。 （該当する取組み等） 子ども議会
			ニセコ町子どもにやさしいまちづくり委員会による自己評価と今後の取り組み		子ども議会など全庁的な取組みが継続して実施されており、推進体制は確保されていると思われる。			

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」 令和5年度（2023年度）版

	日本型CFCIモデルチェックリスト	ルーブリック評価	左記事例に当てはまる事業	定めている計画 （あれば）	ルーブリックに基づく評価 （◎、○、△、－）	R6～目標 （R5を踏まえて）	担当課	ワーキンググループコメント
構成要素5 影響評価 （子どもの権利に及ぼす実際・潜在的な負の影響の特定と評価）								
1	☐ 新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続があるか？	◎ 新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続がある ○ 新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続について検討を始めようとしている △ 新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続について検討する意向はある	こども基本法や総合計画、基本条例等に基づき、こどもたちに影響を及ぼすような施策等を実施するなどの場合は、おのずと考慮すべきものであり、子どもへの意見聴取などがなされているものとかんがえる		○	法等に基づき、各課がそれぞれの施策実行において考慮するようにしていく	こども未来課	前述のとおり、こども基本法や総合計画、基本条例等に基づき、こどもたちに影響を及ぼすような施策等を実施するなどの場合は、おのずと考慮すべきものであり、子どもへの意見聴取などがなされているものとかんがえる
2	☐ 子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階で実施されているか？	◎ 子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階で実施されている ○ 子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階での実施について検討を始めようとしている △ 子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階での実施について検討する意向はある			－	同上		現状で、事前評価は実施されていない。
3	☐ 自治体による施策の実施が及ぼす子どもたちへ影響について、定期的に評価されているか？	◎ 子どもの人権を尊重する条例がある ○ 子どもの人権を尊重する条例について検討を始めようとしている △ 子どもの人権を尊重する条例について検討する意向はある	事業別予算に基づく事業計画書・事業実績書の作成。		◎	現在の状況を継続する。	総務課	子どもの人権を尊重する条例はないが、予算について事業計画・事業実績評価は定期的に行われている。 （該当する取組み等） 事業別予算事業計画・事業実績
4	☐ これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、不利な立場に置かれた集団や社会の隅に追いやられた集団を含むすべての子どもたちの状況が考慮されているか？	◎ これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況が考慮されている ○ これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況が考慮される仕組みについて検討を始めようとしている △ これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況が考慮される仕組みについて検討する意向はある			◎	現在の状況を継続する。		ニセコ町施策等において、特定又は一部の子どもに対して差別的扱いをすることはない。
5	☐ これらのプロセスに子どもたちが参加しているか？	◎ これらのプロセスに子どもたちが参加している ○ これらのプロセスに子どもたちが参加する仕組みについて検討を始めようとしている △ これらのプロセスに子どもたちが参加する仕組みについて検討する意向はある			－	子ども・若者が参加できる仕組みを検討する。		必要に応じ、子どもの参加の取り組みは実施されている。
6	☐ これに加えて、事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価は設けられているか？	◎ 事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価は設けられている ○ 事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価を行なう仕組みについて検討を始めようとしている △ 事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価を行なう仕組みについて検討する意向はある	子ども子育て会議などで外部評価の導入を検討する。		○	こども子育て会議での意見聴取など検討	こども未来課	子どもにやさしいまちづくりを含め外部評価は必要とかんがえられるため、引きつづき今後の検討課題とすべきである。
			ニセコ町子どもにやさしいまちづくり委員会による自己評価と今後の取り組み	事業別予算や計画策定などについて、影響評価に取組んでいるが、外部評価については、既存のものをうまく活用しつつ業務負担にならないような仕組みを含め検討する必要があると考えられる。				

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」 令和5年度（2023年度）版

※「－」は該当なし又は意向なし

	日本型CFCモデルチェックリスト	ルーブリック評価	左記事例に当てはまる事業	定めている計画 （あれば）	ルーブリックに基づく評価 （◎、○、△、－）	R6～目標 （R5を踏まえて）	担当課	ワーキンググループコメント
構成要素6 予算配分のチェック								
1	□地方自治体は、資源配分が自治体レベルで行なわれているサービスについて、自分の自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価することができるか？	◎ 自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価することができる ○ 自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価の仕組みについて検討を始めようとしている △ 自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価の仕組みについて検討する意向はある	教育関係予算		◎	現在の状況を継続する。	教育委員会	教育委員会議及び議会において適正に審議されている。 （該当する取組み等） 教育委員会議、議会
2	□自治体予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている割合を明らかにできるよう十分な分析の対象とされているか？	◎自治体予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている割合を明らかにできるよう十分な分析が行われている ○自治体予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている割合を明らかにできるよう十分な分析の仕組みについて検討を始めようとしている △自治体予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている割合を明らかにできるよう十分な分析する仕組みについて検討する意向はある	もっと知りたいことしの仕事、事業計画・事業実績書、予算決算概要書の作成。広報による財政状況の公表（年3回）など。		◎	現在の状況を継続する。	総務課 企画環境課	ニセコ町では情報共有をまちづくりの柱としており、情報発信など十分な周知が行われている。 （該当する取組み等） 『もっと知りたいことしの仕事』の発行など
3	□地方自治体の予算策定プロセスや予算の使途について子どもたちに十分な説明がされているか？	◎地方自治体の予算策定プロセスは透明で予算の使途について子どもたちにも十分な説明がされている ○地方自治体の予算策定プロセスは透明で予算の使途について子どもたちにも十分に説明する方法について検討を始めようとしている △地方自治体の予算策定プロセスは透明で予算の使途について子どもたちにも十分に説明する方法について検討する意向はある	もっと知りたいことしの仕事の作成。ニセコ町の予算ができるまでのHP公開など。		◎	現在の状況を継続する。	総務課	同上
4	□地方行政において子どもたちにどのぐらいの資源が振り向けられているかを示す「子ども向けの予算」が作成・広められているか？	◎地方行政において子どもたちにどのぐらいの資源が振り向けられているかを示す「子ども向けの予算」が作成・広められている ○地方行政において子どもたちにどのぐらいの資源が振り向けられているかを示す「子ども向けの予算」について検討を始めようとしている △地方行政において子どもたちにどのぐらいの資源が振り向けられているかを示す「子ども向けの予算」について検討する意向はある	①予算策定時に事業別予算にて作成 ②もっと知りたいことしの仕事の中で周知している。		○	予算説明書『もっと知りたい今年の仕事』内で教育予算の全体額などを公表している。	①総務課 ②企画環境課 ③こども未来課	「こども向け予算」と区切られたものはなく、溶け込んでいるが、子育て支援に取り組む団体などへの補助制度がある
			ニセコ町子どもにやさしいまちづくり委員会による自己評価と今後の取り組み		議会などルールに基づく予算審議は適正に行われており、また、情報共有の観点から十分な予算に関する周知はなされていると考えられる。子どもに特化した予算関連情報提供は業務負担の増加とならないような仕組みなど今後の課題とする。			

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」 令和5年度（2023年度）版

※「－」は該当なし又は意向なし

	日本型CFCモデルチェックリスト	ルーブリック評価	左記事例に当てはまる事業	定めている計画 （あれば）	ルーブリックに基づく評価 （◎、○、△、－）	R6～目標 （R5を踏まえて）	担当課	ワーキンググループコメント
構成要素7 モニタリングのチェック								
1	□子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、自治体で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集されているか？	◎子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、自治体で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集されている ○子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、自治体で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集する仕組みについて検討を始めようとしている △子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、自治体で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集する仕組みについて検討する意向はある	子ども子育て支援事業計画策定時にニーズ調査を実施するなど、必要に応じ行っている。		◎	情報収集する項目や調査時期について検討する。	こども未来課	計画策定時のアンケート調査などにより、必要に応じ情報収集がされていると思われる。
2	□「自治体子ども報告書」が存在するか？	◎「自治体子ども報告書」が存在する ○「自治体子ども報告書」について検討を始めようとしている △「自治体子ども報告書」について検討する意向はある			－	今後、作成及び内容について検討する。		ニセコ町では、子ども報告書は作成されていない。
3	□子ども報告書が存在するとすれば―― －出生時から18歳までの子どもに関する統計データが収集・公表されているか？ －特定の配慮や支援を要する子どもたちに対し、十分な情報が提供されているか？ －子ども報告書は、以下の人々にとってアクセスしやすい形で公表・普及されているか？ 主要な政策立案者 子どもたちそして子どもとともに／子どものために働いている人々 －子ども報告書では、利用可能な統計・情報の欠缺（欠けている所）が明らかにされているか？ －子ども報告書は、政策立案の参考にするために効果的に活用されているか？	◎出生時から18歳までの子どもに関する統計データの収集・公表、特別なニーズのある子どもたちに対し十分な情報が提供、子どもや子どものために働く人々への情報提供、不足情報の公表、政策立案への活用ができている ○出生時から18歳までの子どもに関する統計データの収集・公表、特別なニーズのある子どもたちに対し十分な情報が提供、子どもや子どものために働く人々への情報提供、不足情報の公表、政策立案への活用のうち、半分に着手している △出生時から18歳までの子どもに関する統計データの収集・公表、特別なニーズのある子どもたちに対し十分な情報が提供、子どもや子どものために働く人々への情報提供、不足情報の公表、政策立案への活用のうち、ひとつは着手している			－	同上		同上
ニセコ町子どもにやさしいまちづくり委員会による自己評価と今後の取り組み					計画策定時のアンケート調査などにより、必要に応じた情報収集はなされている。子ども報告書についてはその必要性については引き続き検討が必要と思われる。			

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」
 令和5年度（2023年度）版

※「－」は該当なし又は意向なし

	日本型CFCIモデルチェックリスト	ルーブリック評価	左記事例に当てはまる事業	定めている計画 （あれば）	ルーブリックに基づく評価 （◎、○、△、－）	R6～目標 （R5を踏まえて）	担当課	ワーキンググループコメント
構成要素8 子どもの人権の広報活動のチェック								
1	☐自治体では、子どもやおとなの間で子どもの人権についての知識と尊重を確保するための戦略が策定されているか？	◎戦略が策定されている ○戦略の策定の検討を始めようとしている △戦略の策定をする意向はある	まちづくり基本条例		◎	現在の状況を継続する。	こども未来課	まちづくり基本条例では全ての町民について人権が保障されており、この条例に基づく総合計画などは子どもに対する人権も網羅されていると考えらる。
2	☐自治体の管理職を含む主要な職員は子どもの人権に関する研修を受けているか？ 「子どもに関する部局」以外も「こども主体目線」についての理解が深まっているか？	◎「こども主体目線」についての理解が深まっている ○「こども主体目線」についての検討を始めようとしている △「こども主体目線」についての検討をす意向はある	ニセコ町子どもにやさしいまちづくり委員会（ワーキング）を設置した。全職員を対象に子どもの人権についての職員研修を開催した。		○	全庁的な職員研修を検討する。	こども未来課	職員一人一人が意識し、浸透していくことが理想である。 （該当する取組み等） ニセコ町子どもにやさしいまちづくり委員会、同職員研修
3	☐人権および子どもの権利条約についての教育は、学校のカリキュラムに組み込まれているか？	◎学校のカリキュラムに組み込まれている ○学校のカリキュラムに組み込むことについて検討を始めようとしている △学校のカリキュラムに組み込むことについて検討する意向はある	学習指導要領		◎	現在の状況を継続する。	総合教育課	学校教育で適切に取組まれている。 （該当する取組み等） 学校での人権教育授業
4	☐子どもとともに／子どものために働く者を対象とした初任時・現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進が含まれているか？	◎初任時・現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進が含まれている ○初任時・現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進について検討を始めようとしている △初任時・現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進について検討する意向はある	学童保育の館長及び主任支援員は教職員等の資格を有するものを配置し、子どもの人権に配慮している。		◎	定期的に研修受講を検討する。 特にこども未来課や教育委員会職員の専門的研修受講の検討。	こども未来課	子どもに係る施設では今後とも適正な人員配置が配慮されるべきである。 （該当する取組み等） ニセコ町学童保育所主任指導員など
5	☐おとなや子どもの間で子どもの権利がどの程度知られているかについて、定期的な評価は行なわれているか？	◎自治体のおとなや子どもの間で定期的に評価することができている ○自治体のおとなや子どもの間で定期的に評価する仕組みについて検討を始めようとしている △自治体のおとなや子どもの間で定期的に評価する仕組みについて検討する意向はある			－	今後、「子ども報告書」など、必要性を含めて評価を検討する。		ニセコ町での取組みはなし。
ニセコ町子どもにやさしいまちづくり委員会による自己評価と今後の取り組み					まちづくり基本条例などに基づく人権は、大人も含め網羅されていると思われるが、その評価方法などについては検討が必要と思われる。			

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」 令和5年度（2023年度）版

※「－」は該当なし又は意向なし									
	日本型CFCIモデルチェックリスト	ルーブリック評価	左記事例に当てはまる事業	定めている計画 （あれば）	ルーブリックに基づく評価 （◎、○、△、－）	R6～目標 （R5を踏まえて）	担当課	ワーキンググループコメント	
構成要素9 独立支援組織設置のチェック									
1	□地方自治体は、幅広く適切な範囲のNPO、企業等とのパートナーシップを発展させてきたか？	◎地方自治体は、幅広く適切な範囲のNPO、企業等とのパートナーシップを発展させてきた ○地方自治体は、幅広く適切な範囲のNPO、企業等とのパートナーシップについて検討を始めようとしている △地方自治体は、幅広く適切な範囲のNPO、企業等とのパートナーシップについて検討する意向はある	①NPOニセコ未来サポート隊との連携により、長期休日子ども預かり事業を実施。 ②コミュニティスクールの設置 ③ファミリーサポートセンター事業の委託により、地域で子育て支援ができる仕組みづくりを開始。		◎	さらに多くのパートナーシップを進めていく。	こども未来課 総合教育課	子ども関連部署と地域の団体などで、連携・協力、事業の実施など見られることから適切に行われていると言える。 （該当する取組み等） 長期休暇子ども預かり事業、コミュニティスクールなど	
2	□NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会が与えられているか？	◎NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会が与えられている ○NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会について検討を始めようとしている △NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会について検討する意向はある	こども子育て会議での意見聴取など		◎	適切な支援を継続する。	こども未来課	NPO理事長がこども子育て会議に委員として参画し、意見反映の機会を確保しているほか、日常のコミュニケーションにより意見交換を行っている	
3	□子ども・若者主導のNPO等が奨励支援されているか？	◎子ども・若者主導のNPO等が奨励支援されている ○子ども・若者主導のNPO等が奨励支援方法について検討を始めようとしている △子ども・若者主導のNPO等が奨励支援方法について検討する意向はある	NPO子育て支援団体、地域おこし協力隊、行政が協同し「キッズパーク」を開催		◎	補助金、活動拠点の提供、人的なサポートなどを今後検討する。	こども未来課	事業実施など必要に応じ、補助金などの支援が実施されている。また、R6年度より専属の地域おこし協力隊も配置し、支援を強化する （該当する取組み等） キッズパーク事業	
4	□地方自治体は、子どものための自律的な人権機関ー子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナーーを設置し、またはその設置を働きかけてきたか？	◎地方自治体は、子どものための自律的な人権機関ー子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナーーを設置し、またはその設置を働きかけてきた ○地方自治体は、子どものための自律的な人権機関ー子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナーーを設置の検討を始めようとしている △地方自治体は、子どものための自律的な人権機関ー子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナーーを設置の意向はある			—	他自治体での取り組みなどを調査し、今後の検討につなげる。		現状で、このような取組みはされていない。	
ニセコ町子どもにやさしいまちづくり委員会による自己評価と今後の取り組み					子どもに関係する部署では団体との協同は行われており、その取組みは確率されていると言える。また、その評価体制の整備については検討が必要と思われる。				

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」 令和5年度（2023年度）版

	日本型CFCIモデルチェックリスト	ルーブリック評価	左記事例に当てはまる事業	定めている計画 （あれば）	※「－」は該当なし又は意向なし ルーブリックに基づく評価 （◎、○、△、－）	R6～目標 （R5を踏まえて）	担当課	ワーキンググループコメント
構成要素 1 0 ニセコ町にとって特有の項目 「SDG s ニセコ町」子どもが住み続けられるまちづくり～環境と経済と社会について、子ども向けの施策は反映されているか～								
1	□環境（省エネ・再エネ導入促進、資源循環の継続・拡大）施策に、子どもが住み続けられる取り組み（事業）が反映されているか。 －ニセコ町SDG s 推進の具体的施策 環境配慮型個別集合住宅建設促進、地域資源を活用した地域熱供給導入、環境配慮型象徴的新庁舎の建設など－	◎子ども向けの施策の成果がある。 ○一定程度の子ども向けの取り組みが盛り込まれている。 △今後、子ども向け事業等を取り組む意向がある。	自治体SDG s モデル事業で、子どもから高齢者までを政策的に混住させる街区を作りはじめている	SDG s 未来都市計画	◎	SDGsの達成に向けて取り組みを継続する。	企画環境課	ニセコ町はSDG s 未来都市に指定されている他、国から環境モデル都市に選定されており、特に自然環境への配慮を通した持続可能な開発を基本にしており、子どもたちへの未来を託す施策が展開されていると言える。また、子供向けのsdgs解説本の配布も行い普及活動を行っている。 （該当する取組み等） 環境配慮型役場庁舎の建設など
2	□経済（地域内経済循環）施策に、子どもが住み続けられる取り組み（事業）が反映されているか。 －ニセコ町SDG s 推進の具体的施策 観光目的税の導入検討実施、創業支援企業進出支援など－	◎子ども向けの施策の成果がある。 ○一定程度の子ども向けの取り組みが盛り込まれている。 △今後、子ども向け事業等を取り組む意向がある。	同上 また、支え合いを基本とした地域通貨の取り組みも始動し、たまったポイントなどを子供向けの施策へ充当するような仕組みとなっている	同上	◎	同上		持続可能な開発を目指すことで、経済の発展や雇用の場の創出など、今後の取組みは重要と考える。 （該当する取組み等） 観光目的税の導入、民間事業進出支援など
3	□社会（安心して住み続けられる地域コミュニティの形成）施策に、子どもが住み続けられる取り組み（事業）が反映されているか。 －ニセコ町SDG s 推進の具体的施策 民間資金活用集合住宅等促進条例、交通体系の最適化による生活の質の向上、情報共有と住民参加のまちづくり継続ほか－	◎子ども向けの施策の成果がある。 ○一定程度の子ども向けの取り組みが盛り込まれている。 △今後、子ども向け事業等を取り組む意向がある。	①NPO子育て支援団体、地域おこし協力隊、行政が協同し「キッズパーク」を開催 ②ニセコ中央倉庫群で、地域おこし協力隊などが中心となり、子ども向け・親子向けイベントを開催 ③子育て支援を担当する地域おこし協力隊の任用	同上	◎	同上	①こども未来課 ②③企画環境課	行政、民間、地域などと連携した取組みは展開されるようになっている。 （該当する取組み等） キッズパークの開催、地域おこし協力隊による子どものイベント開催など
4	□町内施設において、子どもにやさしい施設（ハード）や・事業（ソフト）の整備が普及されているか。	◎子どもにやさしい施設（ハード）・事業（ソフト）両方で整備されている。 ○子どもにやさしい施設（ハード）・事業（ソフト）どちらかで整備されている。 △今後、子ども向けの対応に取り組む意向がある。	①ニセコ中央倉庫群に、キッズスペースや授乳室、遊具を設置 ②ニセコ町役場庁舎内に、授乳室の設置、キッズベース設置。 ③道の駅ニセコビュープラザ男性用トイレにもおむつ交換台1台設置。また同施設内に、授乳室の設置およびミルク・おむつ自販機設置。		◎	同上	①企画環境課 ②総務課 ③商工観光課	民間の施設において、国の支援などを活用した施設整備が進んでいる状況にあると思われる。 また、冬季間のこどもの屋内の遊び場づくりとしてNPQと連携した冬期KIDS PARKも定着しつつある。
			ニセコ町子どもにやさしいまちづくり委員会による自己評価と今後の取り組み	ニセコ町はSDG s 未来都市に指定されている他、国から環境モデル都市に選定されており、関連する事業において子どもが将来に渡りニセコに住み続けられる取組みと位置づけがされていると思われる。				